

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十三号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。 紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 （古紙利用率の向上） 第一条 紙製造業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、色、強度、吸水性、印刷適正その他の紙の品質に対する紙の需用者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する紙の古紙利用率（紙の原料に占める古紙の重量の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。その際、事業者は、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の古紙利用率が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案するとともに、紙の需用者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造される紙の古紙利用率が令和七年度までに六十五パーセントに向上することを目標とするものとする。 第二条（略） 附 則 この省令は、令和三年四月一日から施行する。	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。 紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 （古紙利用率の向上） 第一条 紙製造業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、色、強度、吸水性、印刷適正その他の紙の品質に対する紙の需用者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する紙の古紙利用率（紙の原料に占める古紙の重量の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。その際、事業者は、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の古紙利用率が低いことその他の紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案するとともに、紙の需用者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造される紙の古紙利用率が平成三十二年度までに六十五パーセントに向上することを目標とするものとする。 第二条（略）